

会 員 各 位

一般社団法人白井工業団地協議会
代表理事 野水 俊夫

「春の工業団地内一斉清掃」の実施について

陽春の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

当協議会では、工業団地内が清掃の行き届いた環境の良い工業団地とするため、「春の工業団地内清掃日」を設け、各社・白井市の協力を得て一斉清掃を実施することとしました。

今後も当協議会の活動につきましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

記

◎ 【可燃ごみ・不燃ごみ・キケン物等】について

【可燃ごみ・不燃ごみ・キケン物等】は、前回と同様、自社の前ではなく、別途回収場所（地図①～⑬）を設置しますので、下記の期間に各事業所の周辺の清掃を実施し、指定の回収場所へ置いてください。（別途地図参照）

- 1・一斉清掃日
 - 5月23日(月)～5月25日(水)
 - * 清掃のやり方・日時等は各社・事業場で決めて実施してください。
- 2・清掃区域
 - 各事業所の周辺道路
(事業所内のごみは、絶対に出さないでください。)
- 3・清 掃 物
 - 道路及びその周辺に投げ捨てられているごみ
(家庭内からのごみは、絶対に出さないでください。)
(草・木はリサイクルを行いますので、他のごみや土は絶対に混ぜないでください。)
- 4・回収場所
 - 別紙地図の番号の付いた指定の回収場所に出してください。
 - * 5月27日(金)午前8時までにお近くの回収場所に置いてください。
 - * 回収場所に《土砂・土のう》は出せませんので、ご注意ください。
- 5・回 収 日
 - 5月27日(金)～ (以降随時回収)
- 6・報告期限
 - 5月25日(水) 午後3時まで
別紙「報告書」に必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールで報告ください。
 - * 《土砂・土のう》の「報告書」とは別になりますので、ご注意ください。
- 7・回収袋の利用区分
 - ごみ袋は指定のものを利用してください。
必要な方には協議会事務局でお渡しいたします。
 - ① 可燃物回収袋 《市販の白井市指定・燃やすごみ用 袋》 … 紙くず・草・ペットボトル等
 - 草とごみは別々の袋に入れてください。
 - 草を袋に入れる際、土を払い、袋に土が入らないように気を付けてください。
 - 枝は袋に入れずに紐で括って出してください。
 - ② 不燃物回収袋 《市販の白井市指定・燃やさないごみ用 袋》 … カンおよびビン
 - カン・ビン等の分別は不要です。
 - ゴミ集積場の資源物回収袋(ビン・カン)は使用しないでください。
 - ③ 危険物回収袋 《麻 袋 (無字・白色)》 …………… 割れたビン等

【留意事項】 ～可燃・不燃・キケン物等～

※ 必ず事前にお読みください。

● 回収不能なもの

- ・ 指定の袋ではないもの
 - ・ 報告期限をすぎたもの（5月25日（水）午後3時まで）
 - ・ 排出時間が遅れたもの（5月27日（金）午前8時まで）
 - ・ 指定の回収場所以外に出されたもの（別途地図①～⑯参照）
 - ・ 事業所内のごみ・家庭内のごみ
（会社敷地内のごみ・草・木、産廃物、紙類等は各社で処分をお願いいたします。）
 - ・ 草・木・落葉とごみが一緒に入っているもの
 - ・ 土・土砂・土のうが混じっているもの
- 指定のゴミ袋をご使用になり、ひと1人が持てる重さをお願いいたします。
- 人や自転車、車の通行に支障がないよう置いてください。
- 交通事故に十分ご注意ください。

【 報告書・可燃ごみ・不燃ごみ・キケン物等 】

メールアドレス jimukyoku@shiroikyougikai.jp

FAX (047) 491-0222

報告期限 : 5月25日（水）午後3時まで

* 報告期限を過ぎた場合、回収出来ません。期限厳守をお願いいたします。

回収日 : 5月27日（金）以降随時

* 5月27日（金）午前8時までに指定した回収場所に置いてください。

企業名:

	可燃ごみ	不燃ごみ	キケン物
数量 (おおよそ)			
回収場所 (地図の番号①～⑯を お書きください。)			

* 報告書記載事項の「数量」は正確な数量ではなく、大体の数で構いません。
(実際の数が報告された数量と異なっても構いません。)

* 道路や側溝等の傷んでいる場所等がある場合、記載してください。*